

公共事業用資産の買取り等の証明書

譲渡者等	住所（居所） 又は所在地					
	氏名又は 名称	法人 個人				
資産の所在地		資産の種類	数量	買取り等の区分	買取り等の年月日	買取り等の金額
			m <sup>2</sup>		・ ・	百万 千 円
					・ ・	
					・ ・	
					・ ・	
（摘要）  ○事業名 <span style="margin-left: 200px;">○買取り等の申出年月日</span> <span style="margin-left: 200px;">○ [ ( ・ ・ ) ]</span> <span style="margin-left: 200px;">[ ( ・ ・ ) ]</span>						
公共事業 施行者	事業場の所在地					
	事業場の名称					

※ 取用等の5,000万円控除の特例の適用を受ける場合には、この証明書を確定申告書等に添付してください。

## 公共事業用資産の買取り等の証明書

### 1 作成時期等

この証明書は、公共事業施行者が資産の買取り等を行った都度作成し、当該資産の譲渡者等に交付する。

### 2 記載要領等

この証明書の各欄は、次により記載する。

- (1) 「譲渡者等」欄の「法人」・「個人」の文字は、該当する文字を○で囲むこと。
- (2) 「資産の所在地」から「買取り等の価額」までの各欄は、次により記載すること。
  - イ 資産の種類ごとに、かつ、一筆、一棟又は一個ごとに別欄記載し、記載欄が不足する場合には、別紙を追加すること。
  - ロ 「種類」欄には、土地にあつては宅地、田、畑、山林、原野等と、建物にあつては木造住宅、鉄筋コンクリート造店舗等と記載するなど、具体的に記載すること。
  - ハ 「買取り等の区分」欄には、買取り等の態様に応じ、「買取り」、「消滅」、「交換」、「取りこわし」、「除去」又は「使用」と記載すること。
  - ニ 「買取り等の価額」欄には、買取り等をした資産の対価として支払うべき金額を記載すること。
- (3) 「適要」欄には、次に掲げる事項を記載すること。
  - イ 事業名（資産の買取り等を必要とする事業の具体的な名称）
  - ロ 買取り等の申出年月日（買取り等をした資産について最初に行取り等の申出をした年月日）
  - ハ 資産の買取り等に際し、当該資産の買取り等の対価以外に各種の損失補償として支払うべき金額がある場合には、当該対価及び当該対価以外の損失補償の支払総額並びに当該対価以外の損失補償の交付名義ごとの支払金額
  - ニ 資産の買取りを必要とする事業施行者に代わり、特定の者が当該資産について買取り等の申出をするときには、当該事業の施行者の名称
  - ホ 仲裁裁判等があつた場合には、次の(イ)～(ニ)による。
    - (イ) 仲裁裁判があつた場合には、カッコ欄に「仲裁の申請をした日」、「仲裁判断のあつた日」と記載し、併せてその日を記載する。
    - (ロ) 補償金の支払請求があつた場合には、カッコ欄に「補償金の支払の請求をした日」を記載し、併せてその日を記載する。
    - (ハ) 農地法の許可を受ける場合には、カッコ欄に「申請をした日」、「許可があつた日」と記載し、併せてその日を記載する。
    - (ニ) 農地法の届出をする場合には、カッコ欄に「届出書を提出した日」、「受理した日」と記載し、併せてその日を記載する。